

法人税申告期限の延長

1. 法人税申告期限の延長

香港税務局は 2025 年 11 月 21 日、Code M に分類される決算日が 1 月 1 日から 3 月 31 日の法人について、2024/25 年度の法人税申告期限を 12 月 15 日まで延長すると発表しました。既に本来の申告期限である 11 月 17 日から 12 月 2 日まで延長されていたものを再延長する形となります。

なお、香港税務局は今回の申告期限の延長に関わらず、できる限り早めに申告書の提出を行うことを推奨しています。

会社の決算期	本来の税務申告期限	再延長後の申告期限
1 月～3 月 (Code M)	2025 年 11 月 17 日	2025 年 12 月 15 日

2. 2025 年第 3 四半期の実質 GDP の公表について

香港政府統計局は 2025 年 11 月 14 日に、2025 年第 3 四半期（2025 年 7 月～9 月）の実質域内総生産（実質 GDP）を公表し、その結果が去年同期より 3.8% のプラス成長となったことが判明しました。

統計局が公表した報告書ではその要因として、域外への輸出増加や域内消費の拡大を挙げており、域外への輸出増加は、特に電子機器の輸出増加や、香港を訪れる観光客の増加に伴うサービス輸出の増加に伴うものであるとされています。また、域内消費の拡大は、香港での個人消費の回復に伴うものであるとされています。

なお、2025 年第 1 四半期から第 3 四半期までの実質 GDP 成長率が 3.3% となったことを受け、香港政府は同日に、2.0～3.0% としていた 2025 年通年の予測 GDP 成長率を 3.2% に引き上げるとの発表も行いました。

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話：+852-2156-9698

担当：山口 (YAMAGUCHI) 日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。